## 委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月29日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事•市区町村長等	
	<ul><li>○ 知事</li></ul>	市区町村長等
2. 都道府県名	滋賀県	
3. 市区町村名	大津市	
4. 届出番号	13	
5. 独自利用事務の事例番号	108-5	
6. 届出書を公表している ウェブページのアドレス	http://www.city.otsu.lg.jp/kurashi/myn/1424825068588.html	

執行機関名 大津市長

障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業の実施に関する事務(日常生活 用具給付、移動支援等に関する事務等)

## 1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律 123号)による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務で あって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	84	
③番号法別表第2の項	108	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び① の該当部分		大津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第2 第1の項障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律123号)による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年十一月七日法律第百二十三号)第1条	大津市成年後見人等報酬助成金交付要綱第1条
<ul><li>⑥事務の趣旨又は目的</li></ul>	和二十二年法律第百六十四号)その他障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、障害者及び障	【(以下「成年後見人等」という。)に対する報酬を支払うことが困難であるものに対し、当該報酬の全部
⑦独自利用事務の関連規範		大津市成年後見人等報酬助成金交付要綱